

---

---

GE 2号炉設置事業に係る

事後調査計画書

---

---

平成20年11月

株式会社 GE

## 目 次

1 . 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 . 対象事業の名称	1
3 . 対象事業及び環境保全対策の実施予定	1
3 - 1 . 対象事業の目的	1
3 - 2 . 対象事業の実施内容	2
3 - 3 . 環境保全措置の実施内容	9
4 . 事後調査の方法	10
4 - 1 . 調査項目等	10
4 - 2 . 調査内容	10
5 . 事後調査の結果の記載様式及び結果の検証	11
5 - 1 . 大気質	11
5 - 2 . 悪臭	13
5 - 3 . 廃棄物・発生土	13

## 1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	株式会社 GE
代表者の氏名	代表取締役 國中 賢吉
主たる事務所の所在地	本社・堺臨海事業所総合リサイクルセンター 大阪府堺市西区築港新町一丁 5 番 38

## 2. 対象事業の名称

GE 2号炉設置事業

## 3. 対象事業及び環境保全対策の実施予定

### 3 - 1. 対象事業の目的

本事業を実施する株式会社 GE・堺臨海事業所総合リサイクルセンター（以下、「総合リサイクルセンター」という。）では、焼却施設、選別・破碎施設、汚泥脱水施設、汚泥乾燥施設、レストハウス、総合管理棟から構成されており、これらを効率的に活用したマテリアル及びサーマルリサイクルシステムをベースに、産業廃棄物の徹底した適正処理及びリサイクルを実現している。従来から求められている適正処理・処分の徹底に加え、リサイクルなど資源循環への対応を求める声が高まりつつある状況であり、このような廃棄物処理業者に求められている資源循環に関する社会的ニーズに答えるべく、グループ企業の収集運搬網、中間処理・リサイクル施設、最終処分場とのネットワーク化を推進し、関西圏を中心とした総合的資源循環システムの構築、ひいては、ごみゼロ社会構築への貢献を目指している。

本事業は、総合リサイクルセンター敷地内に2号炉を増設することにより、排出事業者からの処理要請の増加や、資源循環サービスシステムの成熟化による受入量の増加に対応するとともに、産業廃棄物の減容化・減量化、適正処理の徹底を図るものである。加えて、焼却により得られる廃熱を利用するといったサーマルリサイクルシステムの導入により、さらなる循環型社会構築への貢献を目指すものである。

### 3 - 2 . 対象事業の実施内容

#### (1)対象事業の実施場所

本事業を実施する場所は大阪府堺市西区築港新町一丁 5 番 38 であり、その位置は図 3-1 に示すとおりである。



(2)対象事業の実施時期

着工：平成 20 年 12 月（予定） 竣工：平成 22 年 3 月（予定）

(3)産業廃棄物焼却施設で焼却する産業廃棄物の種類

産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、繊維くず、ゴムくず

特別管理産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物

(4)施設計画

本事業に係る産業廃棄物焼却施設の概要及び混焼時における処理対象産業廃棄物の割合は、表 3-1～表 3-2 に示すとおりである。

受け入れた廃棄物は、既設のピットで保管するが、感染性廃棄物は専用の保管庫で保管し、容器ごと炉に定量供給する。排水は、既存施設と同様、雨水（プラント周辺等の雨水除く）及び合併浄化槽にて処理した生活雑排水のみの放流で、プラント排水やプラント周辺への雨水は放流しない。排ガス処理については、バグフィルタや乾式有害ガス除去装置等の設備を導入し、適正な維持管理に努め、自主的に設定した大気汚染物質濃度の計画値（自主管理目標値）を遵守する。なお、排ガスの処理方式は、1号炉と同様、乾式を採用する。

表 3-1 産業廃棄物焼却施設（2号炉）の概要

項 目		内 容		
焼却炉方式		ロータリーキルン＋燃烧ストーカ連続燃烧方式		
処理能力		107 t/日 混焼能力 混焼時の処理対象産業廃棄物の割合は、表 3-2 に示すとおり。		
運転条件	稼働時間	24 時間 / 日		
	稼働日数	320 日 / 年		
煙突	実高さ	49 m （既設煙突から 1号炉排ガスとともに排出）		
	頂部口径	1.49 m		
排ガス条件 (最大排ガス量)	排ガス温度	188		
	排ガス吐出速度	27.9 m/s （1号炉排ガスとの合計により算出）		
	湿り排ガス量	50,244 m <sup>3</sup> N/h		
	乾き排ガス量	35,569 m <sup>3</sup> N/h		
	O <sub>2</sub> 濃度	12 %		
2号炉 排ガス濃度 (自主管理目標 値  規制基準は 1 号炉排出ガス を含めた煙突 出口における 規制値)	硫酸化合物	55 ppm 以下(O <sub>2</sub> 12%)	規 制 基 準	総量規制基準 71.1 ppm 以下(O <sub>2</sub> 12%)
	窒素化合物	50 ppm 以下(O <sub>2</sub> 12%)		総量規制基準 154.4 ppm 以下(O <sub>2</sub> 12%)
	ばいじん	0.04 g/m <sup>3</sup> N 以下(O <sub>2</sub> 12%)		0.04 g/m <sup>3</sup> N 以下(O <sub>2</sub> 12%)
	塩化水素	65 ppm 以下(O <sub>2</sub> 12%)		(大気汚染防止法) 700mg/m <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> 12%) 府有害物質排出抑制指 導方針の排出指導基準 85.4 ppm 以下(O <sub>2</sub> 12%)
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下(O <sub>2</sub> 12%)		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下(O <sub>2</sub> 12%)

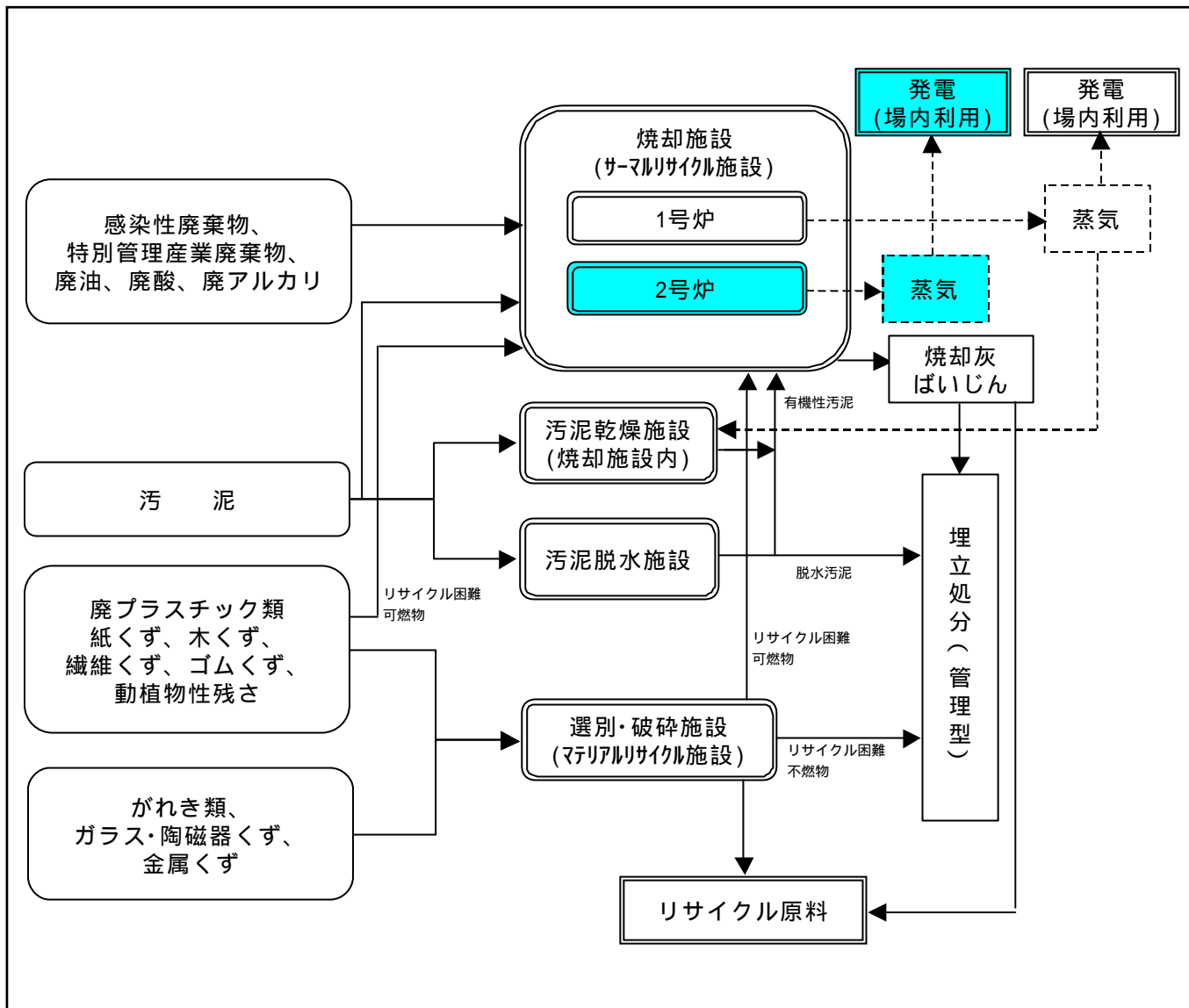
表 3-2 混焼時の処理対象産業廃棄物の割合

産業廃棄物の種類	割合 (%)	産業廃棄物の種類	割合 (%)	産業廃棄物の種類	割合 (%)
汚泥	15.0	廃プラスチック類	9.0	繊維くず	2.5
廃油	12.0	紙くず	7.0	ゴムくず	2.4
廃酸	12.5	木くず	9.0	感染性廃棄物	18.6
廃アルカリ		動植物性残さ	12.0	合計処理量	107t / 日
汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリは、特別管理産業廃棄物を含む。					

なお、事業計画地内に設置されている既設の焼却施設(サーマルリサイクル施設)、汚泥脱水施設、汚泥乾燥施設及び選別・破碎施設(マテリアルリサイクル施設)の概要は表3-3に、リサイクル・処理フロー(対象事業部分含む)は図3-2に示すとおりである。

表 3-3 既設施設の概要

項 目	内 容	
焼却施設 (1号炉)	処理対象物	2号炉と同じ
	焼却炉方式	ロータリーキルン+燃焼ストーカ連続燃焼方式
	処理能力	90.6t/日(24時間) 混焼能力
	排ガス条件	湿り排ガス量 : 53,372m <sup>3</sup> N/h 乾き排ガス量 : 41,148m <sup>3</sup> N/h O <sub>2</sub> 濃度 : 13% 排ガス温度 : 188 硫酸酸化物 : 55ppm以下(O <sub>2</sub> 12%、自主管理目標値) 窒素酸化物 : 50ppm以下(O <sub>2</sub> 12%、自主管理目標値) ばいじん : 0.04g/m <sup>3</sup> N以下(O <sub>2</sub> 12%、自主管理目標値) 塩化水素 : 65ppm以下(O <sub>2</sub> 12%、自主管理目標値) ダイオキシン類 : 0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下(O <sub>2</sub> 12%、自主管理目標値) 注)硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類の濃度は乾き排ガス量に対する濃度。 ) 2号炉稼働後の自主管理目標値である。
汚泥脱水施設	処理対象物	汚泥
	最大処理能力	30m <sup>3</sup> /日(8時間)
汚泥乾燥施設	処理対象物	汚泥
	最大処理能力	36m <sup>3</sup> /日(24時間)
選別・破碎施設	処理対象物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類
	最大処理能力	施設能力 100t/日(400m <sup>3</sup> /日)(8時間) 破碎機能力 ・ 縦型破碎機(1基) 廃プラスチック類 : 34.8t/日(8時間) が れ き 類 : 113.6t/日(8時間) 木 く ず : 56.8t/日(8時間) ・ 廃プラ専用破碎機(1基) 廃プラスチック類 : 27.2t/日(8時間)



網掛け部分：対象事業に係る部分

図 3-2 産業廃棄物のリサイクル・処理フロー

(5) 工事計画

工事工程は表 3-4、全体工程フロー図は図 3-3 に示すとおりであり、本事業の全体工事期間は約 15 ヶ月を予定している。なお、工事着工は平成 20 年 12 月であるが、平成 20 年 12 月は、起工式および準備期間であり、平成 21 年 1 月から本格工事を開始するため、その工程を示している。

表 3-4 工事工程表

	平成 21 年												平成 22 年				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
土木基礎工事 ・準備工事 (雨水ピット等) ・杭工事 ・掘削工事 ・基礎工事	■																
プラント工事 (資材搬入) ・機器設置工事 ・ダクト・シュート等			■														
試運転 ・試験・調整 ・試運転														■			
外構工事 ・緑地整備等											■						

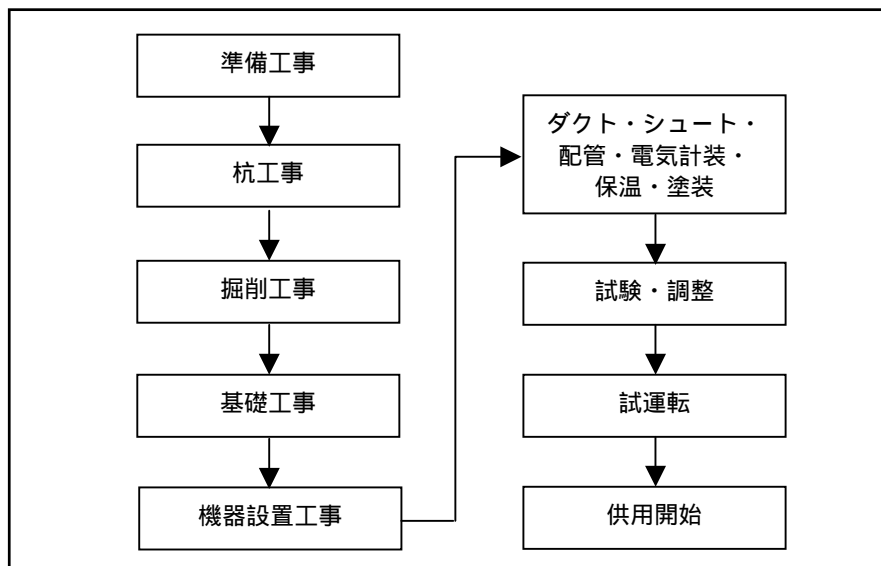


図 3-3 全体工程フロー図



### 3 - 3 . 環境保全措置の実施内容

#### (1) 工事の実施に係る環境保全措置

工事の実施に係る環境保全措置の内容は、表3-5に示すとおりである。

表3-5 工事の実施に係る環境保全措置

環境項目	環境保全対策の内容
工事の実施 大気質	建設機械の稼働による粉じん等 ・ 工事機械が一時期に集中することを極力避け、工事工程の分散化、平準化を図る。 ・ 工事区域周辺に仮囲いを設置し、さらに清掃員や作業員の定期的な清掃の実施等により、粉じんの発生・飛散防止を図る。 ・ 建設機械の運転に際し、始業前点検を実施して性能維持管理に努め、整備不良による大気汚染を抑制するとともに、機械の空吹かしや高負荷運転は極力避け、排出ガスの発生を抑制する。 ・ 大気への影響を低減する排出ガス対策型建設機械等を採用する。 工事車両の運行による粉じん等 ・ 土砂運搬車へのカバーシートの使用、洗車設備の設置など粉じんの発生及び飛散防止を実施する。 ・ 工事関連車両についても低公害車の使用を要請する。 ・ 公共交通機関の利用、通勤車両への相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を縮減する。
水質	・ 工事中の雨水による影響を考慮し、一時貯留を行った後、場内緑地の散水に利用する。
騒音・振動	建設機械の稼働 ・ 工事の集中を避け、工事工程の平準化を図る。 ・ 低騒音・低振動型機械等を採用するなど、周辺環境への影響を低減させる。 ・ 建設機械は敷地境界からできる限り離して設置し、アイドリング禁止を励行する。 工事用車両の走行 ・ 走行ルートの分散化を図るとともに、阪神高速4号湾岸線を優先的に利用し、周辺環境への影響を低減する。 ・ 騒音・振動を低減するため、場内に速度制限を設けるとともに、路面の状態を良好に保ち、運搬車両の円滑な走行が常に行えるよう十分な管理に努める。
人と自然との触れ合い活動の場	・ 工事用車両についても積載効率を図り、走行台数の抑制に努め、阪神高速4号湾岸線を優先的に利用する。
地球環境	・ プラント機械設備の工場ユニット化及び配管のプレハブ化を推進し、現地工事量の低減に努める。 ・ 工事の実施に際しては、より省エネルギー型の建設機械等を使用する。 ・ 建設機械の運転に際し、機械の空吹かしや高負荷運転は極力避け、排出ガスの発生を抑制する。
廃棄物・発生土	・ 廃棄物については、工場でのプレカット等により現場での発生抑制に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な分別、再利用、再資源化及び処理を行う。 ・ 発生土については、当社またはグループ会社において全量再利用する。

(2)施設の存在及び供用に係る環境保全措置

施設の存在及び供用に係る環境保全措置の内容は、表3-6に示すとおりである。

表3-6(1) 施設の存在及び供用に係る環境保全措置

環境項目	環境保全対策の内容
<p>施設の存在及び供用</p> <p>大気質</p>	<p>新設する2号炉は、最新の設備機器を導入するとともに、施設の運転管理を徹底し、以下のとおり、大気汚染物質排出の抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじんについては、バグフィルタを採用し、高効率に捕集する。</li> <li>・硫黄酸化物及び塩化水素対策については、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰を噴霧し中和反応処理を行い、反応後の消石灰をばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する。</li> <li>・窒素酸化物対策については、窒素酸化物の発生要因を減らすため、ロータリーキルン、ストーカ、二次燃焼室の三段階に燃焼するとともに、尿素水による無触媒脱硝及びアンモニアによる触媒脱硝処理を採用する。</li> <li>・事業地全体からの窒素酸化物排出量の低減を図るため、現状で100ppm以下となっている既設炉の窒素酸化物にかかる自主管理目標値を2号焼却炉と同様の50ppm以下（O<sub>2</sub>：12%）に低下する。</li> <li>・光化学スモッグの注意報・警報が発令された場合には、焼却量を低減させ、窒素酸化物排出量の低減を図る。</li> <li>・ダイオキシン類対策については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の技術上の基準に則した設備及び維持管理を行う。再合成を回避するため、排ガスを急冷できる方式を採用する。また、ダイオキシン類を分解するため、触媒充填塔を設置し、非正常時の対応として活性炭の噴霧装置を設置する。</li> <li>・従業員に対し、公共交通機関の利用励行等を行い、マイカー通勤台数の抑制を図る。</li> <li>・事業関連車両の走行にあたっては、周辺環境へ影響を低減するために、走行ルートを分散化するとともに、南北方向の車両については、阪神高速4号湾岸線を優先的に利用する。</li> </ul>
<p>水質・地下水</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント排水は、既設部分を含め焼却炉周囲に排水溝を設け、場内雨水と分離し、炉内噴霧処理としたクローズドシステムを採用する。</li> <li>・灰コンテナ室、廃棄物ピットの排水は、焼却炉内に噴霧して処理する。</li> <li>・廃棄物ピット、灰コンテナ室（既設）はコンクリート造とし、排水の地下浸透を防止する。</li> <li>・生活排水については、合併浄化槽にて適正に処理した後、放流する。</li> </ul>
<p>騒音・振動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強固な基礎、サイレンサ、伸縮継手の採用により、騒音・振動を低く抑える。</li> <li>・送風機類は屋内設置、空気圧縮機は屋内に設置する、低騒音型を採用するなどの騒音対策を実施する。</li> <li>・事業関連車両の走行にあたっては、周辺環境への影響を低減するために、走行ルートを分散化するとともに、南北方向の車両については阪神高速4号湾岸線を優先的に使用する。また、交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止を周知・徹底するとともに、浜寺石津町内をはじめとする生活道路は通行しない。</li> <li>・今後とも従業員に対し公共交通機関の利用励行等を行い、通勤車両台数の抑制に努める。</li> </ul>
<p>低周波音</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな低周波音が発生する機器については、できるだけ低周波音を抑えた機器を採用する。</li> </ul>

表3-6(2) 施設の存在及び供用に係る環境保全措置

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び供用	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物ピットは屋内に設置しており、建屋内空気を燃焼用空気として焼却炉内に吸引することにより、建屋外に臭気が漏洩することを防止する。また、シャッターを設置し、投入時などの必要時以外は閉めきって、外気との接触を最小限とする。</li> <li>・ 廃棄物の運搬車両については、全て、荷台部分の密閉やシート掛けによる悪臭防止対策を講じる。</li> </ul>
	<p>人と自然との触れ合い活動の場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業関連車両の積載効率を図り、走行台数の抑制に努め、阪神高速4号湾岸線を優先的に利用する。</li> </ul>
	<p>景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設全体の景観が周辺の景観と調和するよう、十分配慮した意匠、色彩を施す。</li> <li>・ 2号炉及びその関連施設は、既設焼却施設と同程度の高さ以下とし、煙突の増設は行わず、既存煙突を使用する。</li> <li>・ 2号炉及びその関連施設は、近隣からの景観にも配慮し、既存施設と同様の淡いグリーンを基調とした色彩とする。</li> <li>・ 当事業場は、工業立地法に基づく特定工場には該当しないが、敷地内の緑化に関する堺市の施策を踏まえ、従来より敷地面積の20%以上の緑地を確保している。本事業で、現在の緑地部分に焼却施設を建設するが、駐車場の緑化等で引き続き、敷地面積の20%以上の緑地を確保する。特に外周部の緑地については、車両の安全を確保できる範囲で緑積の増加に努める。</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設の廃棄物焼却炉(1号炉)においても、廃熱ボイラで発生する蒸気を汚泥乾燥施設の熱源や発電に利用しており、新設する2号炉から発生する蒸気についても発電施設を増設し、エネルギーの有効利用を促進する。</li> <li>・ 敷地内には敷地面積の20%以上の緑地を確保する。</li> <li>・ 環境マネジメントシステム(平成19年3月に「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」(平成16年4月、環境省)の要求事項適合認証取得)を展開し、安定した焼却炉の運転・発電による購入電力量削減など、事業活動に伴う環境負荷の低減を図る。</li> <li>・ 廃棄物運搬車両に対しては、積載効率の向上やアイドリングストップ等を周知する。</li> </ul>
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の供用に伴い発生する焼却灰及びばいじんは、適正に処理した後、最終処分場にて埋立処分する。</li> </ul>

#### 4 . 事後調査の方法

##### 4 - 1 . 調査項目等

事後調査の対象となる項目等は、「GE 2号設置事業に係る環境影響評価書」(平成20年10月)に基づき、表4-1に示すとおりとする。

表4-1(1) 事後調査計画(工事中)

環境影響要素	調査項目	実施内容
廃棄物	発生量 有効利用量 最終処分量 有効利用方法	工事に伴い、発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量等を把握する。
発生土	発生土量 利用土量 所外搬出量	工事に伴う発生土量、利用土量、所外搬出量の把握をする。

表4-1(2) 事後調査計画(施設の供用)

環境影響要素	調査項目	実施内容
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 排ガス量	2号炉煙道排ガスについては、集合煙突前に排ガス採取口を設け、自動測定器による連続監視を行う。また、既設炉についても、従来どおりの監視を継続する。
	ばいじん ダイオキシン類 塩化水素 水銀及びその化合物	定期的な排ガスサンプリング分析を実施する。
悪臭	臭気指数	敷地境界線及び2号炉煙道排ガスについて、臭気指数の測定を実施する。
廃棄物	ばいじん、燃え殻の発生量	搬出する種類別廃棄物量の整理を記録する。
	最終処分地の受け入れ基準	ばいじん、燃え殻に含有する重金属の分析を実施する。

#### 4 - 2 . 調査内容

事後調査の項目、調査地点、調査時期及び頻度、並びに調査方法は、表4-2に示すとおりである。

表4-2(1) 事後調査の内容（工事中）

環境影響要素	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度	調査の方法	報告時期
廃棄物	発生量 有効利用量 最終処分量 有効利用方法	-	工事期間中 工事中適宜	工事業者が記入する記録票等から、産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量、最終処分量、有効利用方法の集計を行う。	工事中2回 (平成21年9月末及び工事完了後)
発生土	発生土量 利用土量 所外搬出量	-	工事期間中 工事中適宜	工事業者が記入する日報等の残土輸送車台数から集計を行う。	工事中2回 (平成21年9月末及び工事完了後)

表4-2(2) 事後調査の内容（施設の供用）

環境影響要素	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度	調査の方法	報告時期
大気質	硫酸酸化物 窒素酸化物 排ガス量	焼却炉煙道 ・新設炉 ・既設炉	新施設定常稼働後、 5年間、年間6回	自動測定器による計測または排ガスサンプリング分析 但し、硫酸酸化物、窒素酸化物、排ガス量については自動連続測定結果を堺市に送信	毎年度4月に前年度報として報告
	ばいじん 塩化水素 水銀及び その化合物				
	ダイオキシン類		新施設定常稼働後、 5年間、年間1回	排ガスサンプリング分析	
悪臭	臭気指数	焼却炉煙道 ・集合煙突排ガス ・敷地境界	新施設定常稼働後、 5年間、夏季における 施設稼働日1日	「臭気指数の算定方法」 (平成7年環境省告示第63号)	毎年度4月に前年度報として報告
廃棄物	ばいじん、燃え殻の発生量	事業計画地内	施設定常稼働後、5年間	廃棄物の処理実績を基に集計	毎年度4月に前年度報として報告
	最終処分地の受け入れ基準	ばいじん、燃え殻	施設定常稼働後、5年間	「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)	

## 5 . 事後調査の結果の記載様式及び結果の検証

事後調査結果は、対象項目ごとに、あらかじめ定めた記載様式に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

当該事業が原因で環境保全上問題があると認められた場合には、適切な措置を講じることとする。

### 5 - 1 . 大気質

#### (1)記載様式

大気質に係る事後調査の結果をとりまとめる際のデータの記載様式は、表5-1に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-1 大気質に係る事後調査結果の記載様式例

	項目	自主管理目標値等 <sup>注</sup>	1回目	2回目	.....	6回目	
			年 月 日	年 月 日		年 月 日	
1号炉	排ガス量	湿り	53,372m <sup>3</sup> N/h(O <sub>2</sub> :13%)				
		乾き	41,148m <sup>3</sup> N/h(O <sub>2</sub> :13%)				
	排ガス濃度	硫黄酸化物	55ppm以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		ばいじん	0.04g/m <sup>3</sup> 以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		窒素酸化物	50ppm以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		塩化水素	65ppm以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		水銀及びその化合物	環境影響評価における1号炉の測定結果(0.014mg/m <sup>3</sup> )を大きく上回らないこと。				
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/ m <sup>3</sup> 以下(O <sub>2</sub> :12%)						
2号炉	排ガス量	湿り	50,244m <sup>3</sup> N/h(O <sub>2</sub> :12%)				
		乾き	35,569m <sup>3</sup> N/h(O <sub>2</sub> :12%)				
	排ガス濃度	硫黄酸化物	55ppm以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		ばいじん	0.04g/m <sup>3</sup> 以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		窒素酸化物	50ppm以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		塩化水素	65ppm以下(O <sub>2</sub> :12%)				
		水銀及びその化合物	環境影響評価における1号炉の測定結果(0.014mg/m <sup>3</sup> )を大きく上回らないこと。				
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/ m <sup>3</sup> 以下(O <sub>2</sub> :12%)						

(注1)「排ガス量」は、焼却施設的设计値としての最大排ガス量である。

(注2)排ガス濃度のうち、「水銀及びその化合物」以外の項目については、環境影響評価書で示した自主管理目標値であり、「水銀及びその化合物」については、環境影響評価書に示した「準備審査書とその事業者見解」(下記参照)を踏まえて、事後調査における自主管理の目標として設定したものである。

準備審査書	当社の見解
事後調査においては、排ガス中の水銀濃度について、現状濃度を大きく上回ることのないように、水銀濃度の監視を継続すること。	供用後の煙道排ガスの事後調査にあたっては、現状の水銀排出濃度を大きく上回ることのないよう、監視を継続していきます。

#### (2)結果の検証

大気質に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況、施設排ガス自主管理目標値等及び評価の指針を勘案して行う。

## 5 - 2 . 悪臭

### (1)記載様式

悪臭に係る事後調査の結果をとりまとめる際のデータの記載様式は、表5-2に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-2 悪臭に係る事後調査結果の記載様式例

#### 【敷地境界線】

調査地点	臭気指数 1号規制値	臭気指数	風向 (16方位)	風速 (m/s)	気温 ( )	湿度 (%)	備考
敷地境界(風上側)	10						
敷地境界(風下側)	10						

#### 【排出口】

項目	臭気指数 2号規制値	臭気指数	排ガス量 (乾き)	排ガス量 (湿り)	排ガス 温度	備考
煙道排ガス						

### (2)結果の検証

悪臭に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況、悪臭防止法に基づく規制値及び評価の指針を勘案して行う。

## 5 - 3 . 廃棄物・発生土

### (1)記載様式

廃棄物・発生土に係る事後調査の結果をとりまとめる際のデータの記載様式は、表5-3（工事中）、表5-4（供用後）に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-3(1) 廃棄物に係る事後調査結果（工事中）の記載様式例

(単位：t)

廃棄物の種類	事後調査結果 (年月～年月)					事後調査結果 (年月～年月)				
	発生量	減量化 量	有効 利用量	有効利用 方法	最終 処分量	発生量	減量化 量	有効 利用量	有効利用 方法	最終 処分量
汚泥										
廃酸・廃アルカリ										
廃プラスチック類										
金属くず										
ガラス・コンクリート・陶磁器くず										
がれき類										
紙類										
木くず										
繊維くず										
合計										

注)廃棄物量は、2号炉建設工事に伴い発生したものに限る。

表5-3(2) 発生土に係る事後調査結果（工事中）の記載様式例

(単位：m<sup>3</sup>)

		事後調査結果 (年 月～年 月)	事後調査結果 (年 月～年 月)
発生土量			
利用土量			
所外 搬出量	有効利用量		
	処分量		

表5-4(1) 廃棄物に係る事後調査結果の記載様式例

【搬出量】

(単位：t/年)

廃棄物の種類	処理方法	事後調査結果 (年 月～年 月)	事後調査結果 (年 月～年 月)	事後調査結果 (年 月～年 月)
		ばいじん	管理型埋立	
	焼成			
	合計			
燃え殻	管理型埋立			
	焼成			
	合計			
合 計	管理型埋立			
	焼成			
	合計			

注1) 焼却施設からの廃棄物について、搬出実績を基に記録したものである。

注2) 実績値は1, 2号炉の合計である。

表5-4(2) 廃棄物に係る事後調査結果の記載様式例

【溶出試験】

(単位：mg/L)

項 目	事後調査結果 (年 月 日)	
	ばいじん	燃え殻
アルキル水銀化合物		
水銀又はその化合物		
カドミウム又はその化合物		
鉛又はその化合物		
六価クロム化合物		
砒素又はその化合物		
シアン化合物		
セレン又はその化合物		

(2) 結果の検証

廃棄物に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。